



連合かながわ機関紙・カレント

CURRENT

No.266

日本労働組合総連合会
神奈川県連合会(連合神奈川)
〒231-0023 横浜市中区山下町24-1
ワークピア横浜4F
TEL.045(211)1133 FAX.045(201)8866
発行責任者: 林 克己

「2019年度に向けた政策・制度要求と提言」を決定

第29回中央委員会を開催

連合神奈川は、7月6日(金)ワークピア横浜において、役員・中央委員・傍聴者あわせて148名の参加により、第29回中央委員会を開催し「2019年度に向けた政策・制度要求と提言」「連合神奈川平和ビジョン」を決定した。



柏木会長

林事務局長

佐藤副事務局長

金井副事務局長

阿部副事務局長

議長の大島さん

主催者を代表し、柏木会長は「①地域連合と共同した発信力と顔の見える活動の取り組み、②労働組合の社会的価値を高める運動の継続、③組織拡大オラヴ団の活動」と半年間の主な活動を振り返った。議案関係については、「政策制度は、SDGs(2030年までの未来に向けた国際目標)をキーワードに、我々の目線で反映できうるものを取り込んだ」「平和ビジョンについては、平和を希求する取り組みの中であって当面の考え方を整理した」と考え方を述べた。政治課題については「連合の組織内議員100%当選をめざし、かつ、私たちと意見を共有する勢力の拡大が何より重要となる」と挨拶した。

中央委員会の議長には大島中央委員(JAM)が選出され、林事務局長から中間活動経過報告、佐藤副事務局長が中間会計報告を提案、それぞれ承認された。その後、第1号議案として金井副事務局長から「2019年度に向けた政策・制度要求と提言」について28項目の重点政策を提案し、承認された。続いて阿部副事務局長から第2号議案の「連合神奈川平和ビジョン」、第3号議案「規約の一部改正」、第4号議案「役員補充」、第5号議案「中央委員会アピール」もそれぞれ提案・承認された。

決定した政策・制度要求と提言は神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局に提出する。

連合神奈川平和ビジョン

- 私たちは、神奈川に暮らし、働く者の平和で安寧な生活を守るため、住民・企業・自治体との連携により、在日米軍基地の整理・縮小をめざします。
- 在日米軍基地の整理・縮小・返還にあたっては、地域住民・自治体の視点に立ち、特に、遊休化している施設や、公共の福祉の増進に大きく寄与する地域の施設を優先に、強く米軍への働きかけを求めます。
- 国策として雇用されている特殊な駐留軍労働者等の雇用・労働条件に関し、国内労働法令に準じたルールと水準が確保されるよう、国に対して強く要望します。
- 日米地位協定の抜本的な見直しに向けた具体的かつ現実的なプロセスとして、条文内容の「運用改善」や、条文改定を要しない「補足協定」の締結を日米両政府に求めるとともに、その実効性を確保するよう強く要望します。
- 特に、刑事・民事事件や環境事故の発生時、またはこれらを未然に防止する目的などにおいては、在日米軍基地の排他的管理権の例外とすること、また、租税の賦課や港湾・空港等の施設利用料、出入国手続きなどに見る特権的な不平等を改善し、日本の国内法令を遵守するよう、速やかな日米地位協定の見直しを求めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて連合神奈川重点政策 7分野28項目

経済・産業政策

- 1 中小企業・小規模事業者にとって、課題である人材不足解消のため、教育機関等と連携し、中核的人材の確保・育成を進め、事業者と技能・技術継承の充実に向けた支援をはかること。また、中小企業・小規模事業者が求職者から選ばれる、魅力ある労働環境を実現するため、各施策の普及啓発活動と相談体制を強化すること。 <継続>
- 2 持続可能な地域経済の発展をはかるため、中小企業・小規模事業者の事業継承に対して、神奈川産業振興センターや県内市町村が連携し、金融を含む相談・支援体制の充実をはかること。また、各自自治体による施策について、取り組み内容が広く事業者へ周知されるよう広報活動を強化すること。 <新規>
- 3 国際的に日本が注目される機会を活用して、インバウンド消費の経済効果を地域に波及させることは大変重要であり、既に進められている訪日外国人旅行者に対する、ICT等

を利用した効果的なプロモーションや受入にあたっての環境整備を確実に推進すること。あわせて旅行者の幅広いニーズに対応するため、県内市町村はもとより、周辺都県との連携強化をはかること。 <補強>

- 4 住宅宿泊事業法に基づく民泊サービスについて、地域の生活者や利用者の安全・安心が確保されるよう、地方自治体は、住宅宿泊事業者への厳格な監督を実施し、地域の実情を踏まえた、営業可能日数等の設定がされるよう条例制定を検討すること。あわせて、地域の生活者や民泊サービス利用者からの苦情や相談に確実に対応するよう事業者へ指導徹底をはかること。 <新規>

SDGsの目標とターゲット



雇用・労働政策

- 1 すべての若者への良質な雇用・就労機会の実現に向けて、若者雇用促進法や関連指針を踏まえた職場情報の提供、労働条件の的確な明示の徹底、正社員転換の促進、地域若者サポートステーションの拡充と機能強化を引き続き推進すること。さらに若者の「使い捨て」が疑われる企業への取り組みとして、「労働条件相談はっとライン」等の相談窓口で受け付けた相談や情報について、内容に応じて監督指導を確実に実施すること。 <継続>
- 2 神奈川県における障がい者のさらなる雇用促進と職場定着をはかる観点から、特に障がい者雇用が進んでいない企業に対する情報提供をはじめとする各種支援を県障害者雇用促進センターが中心となり推進すること。また、今年4月より法定雇用率の算定基礎に加えられた、精神障がい者を雇用する企業に対してはセミナーや職場定着支援ツールの提供などにより、雇用を進める企業支援の充実をはかること。 <補強>
- 3 自動車運転業務従事者について、依然として低賃金・長時間労働の実態があることから、関係機関・団体が連携し、引き続き「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川地方協議会」の取り組みを推進すること。また、荷主を含む、取引に関わる全ての関係者に対して、労働基準関係法令等に

ついて、周知し、理解促進をはかること。 <補強>

- 4 教職員の長時間労働の是正は喫緊の課題であり、教育の質的向上をはかる必要があることから、特に学校における「勤務時間」を意識した働き方を進め、ICTやタイムカードなどにより、客観的に把握・集計する勤務時間管理システムの構築を進めること。また、時間外勤務の削減に向けて、業務の役割分担・適正化が図れる業務改善計画の策定を進めること。 <新規>

- 5 外国人技能実習制度においては、長時間労働や賃金不払い、最賃を下回る低賃金等の労働関係法令違反、旅券取り上げ等の人権侵害事案などの課題が指摘されている。さらに技能実習生の出身国が多様化していることを踏まえ、技能実習生が母国語で相談できる環境の整備、外国人技能実習機構と相互に連携した労働関係法令違反への監督指導体制の強化、技能実習生に対する労働関係法令の周知をはかること。 <新規・労働局のみ>

SDGsの目標とターゲット



- (3) 幼児教育・保育における、質の向上や人材の定着と確保に向けて、幼稚園教諭・保育士等への抜本的な処遇改善と研修やキャリアアップの仕組みを構築すること。 <新規>

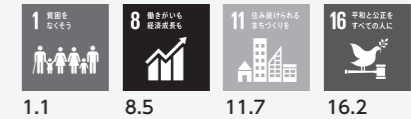
- 2 介護等を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるとともに、仕事と介護が確実に両立できるよう、介護サービスの質の向上をはかり、訪問介護などの生活援助サービスや各種施設利用の推進をはかること。そして、今後も増加傾向にある未届け有料老人ホームに対しては、利用者の生活と権利を擁護するため、その実態を把握し、地域との連携をはかり地域ボランティアと利用者との交流を推進すること。 <継続>

- 3 希望するすべての子どもが保育所等を利用できるよう、

引き続き待機児童の早期解消に向けた施策を推進すること。また、職員配置や安全面の強化など、保育の質の維持・向上に向けた取り組みを進めること。 <継続>

- 4 子どもの貧困対策として、生まれ育った環境によって将来が左右されることがなく、貧困の連鎖を防止するため、必要な環境整備と教育の機会均等をはかること。特に、家庭学習を補完する教育の支援、子どもの居場所づくりの推進、ひとり親家庭への就業支援などへの積極的な取り組みを推進すること。 <補強>

SDGsの目標とターゲット



社会インフラ政策

- 1 地域経済の発展や、医療・福祉・防災・教育など、県民の豊かな暮らしを追求し、次世代に引き継ぐことのできる持続可能なインフラの整備が必要であることから、特に、子どもの通学や高齢者の通院など、必要不可欠な地域公共交通の維持・確保に対する助成を継続すること。また、県は広域的な視点での調整機能を発揮し、市町村間の連携や交通事業者との連携を支援するなど、人口減少社会や超高齢社会における都市構造の変化に柔軟に対応しながら、各種施策を具体的に推進すること。 <補強>

- 2 近年多発している、がけ崩れや土砂災害、豪雨水害などの教訓を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ、がけ地の改善促進、洪水ハザードマップの改訂、浸水対策などの対策を重点的に行うこと。また、災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実に、正確に伝達されるよう、情報通信手段

の利用を周知・徹底するとともに、災害弱者に対しても確実に情報が伝わるよう施策を講じること。 <補強>

- 3 ビッグデータの活用や信号制御の高度化により道路の機能性向上をはかり、安全で歩行者優先のみちづくりを推進すること。また、交通弱者である、子供や高齢者などを交通事故から守るため、地域住民の理解と連携のもと、通学路・生活道路の安全対策や自転車通行環境整備、道路のバリアフリー化などの各種施策を推進すること。 <継続>

SDGsの目標とターゲット



環境・エネルギー政策

- 1 各地方自治体は「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」によって導入された「地方公共団体実行計画」等に基づき、温室効果ガス排出削減に向けた各種施策を確実に推進すること。あわせて、これまでの削減実績や取り組むうえでの課題等を広く県民・市民に明示するとともに、必要に応じPDCAサイクルの再構築と施策強化に資する検証を行うこと。 <補強>

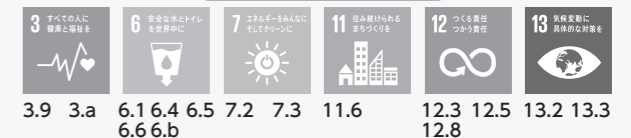
- 2 県内における食品ロス削減の取り組みを推進する観点から、地方自治体、小売店や外食チェーン等の関係者が連携した啓発活動を積極的に展開するなど、県民への意識喚起をはかること。また、生産・流通・消費など一連の過程で発生する未利用品を有効活用するため、地域のフードバンク事業団体等と連携しうる仕組みの構築に向け主体的に取り組むこと。 <補強>

- 3 先進的に受動喫煙防止条例を制定している自治体として、特に、健康への影響が大きい未成年者に対する受動喫

煙対策を強化し、改めて条例の周知啓発と諸対策を強力に推進すること。また、美しく安全で健康的な環境を確保するため、路上喫煙・ポイ捨て対策を引き続き推進すること。 <補強>

- 4 「水循環基本法」が成立したことを受け、神奈川県においても、国の水循環基本計画に基づく条例制定等も視野に、これまで以上に水源環境の保全施策を進めること。特に「流域として総合的かつ一体的な管理」が求められていることを踏まえ、水源域である山梨県及び静岡県とも協議し、県境を越えた施策に協力して取り組むこと。また、県外上流域にまたがる水源環境について、神奈川県民が関心を高め、その保全活動等に取り組む施策に対して、周知・啓発・支援等をはかること。 <新規・山静神会議関係>

SDGsの目標とターゲット



福祉・社会保障政策

- 1 すべての世代が安心できる持続可能な社会保障制度をめざし、以下の人材確保策の拡充をはかること。
 - (1) 医療現場における、安全で質の高い看護の提供を確保するため、離職防止や復職促進など、質の高い医療人材の育成・確保を進めること。また、「神奈川県医療勤務環境改善支援センター」が中心となり、休暇取得の促進や夜勤負担の軽減などの勤務環境改善の取り組みを

普及・徹底させることとあわせ、医療従事者からの意見や相談などに対応できる体制整備をはかること。

- (2) すべての介護従事者の処遇ならびに雇用管理の実態把握を進め、職場環境の改善をはかるとともに、専門職として、社会的地位の確立、人材の離職防止、復職や新たな担い手をめざす人への支援を充実するなど、介護人材確保対策を一層強化すること。

教育・人権・平和政策

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、家庭の経済格差が教育機会の格差とならないための施策について、各種媒体を利用した周知・広報を強化し、援助が必要な家庭に対して漏れることなく進めること。また、地方自治体で実施している、給付型または無利息貸付型の奨学金について、対象者の拡大をはかり、利用者の実態にあった制度となるよう進めること
 <補強>
- 2 障がいの有無や国籍・民族の違いなどによる差別や虐待がない、人権に配慮した社会をめざすため、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。
 - (1) 障害者差別解消法の趣旨を踏まえて、県民一人ひとりが障がい者への理解を深め、偏見や差別をなくし、誰もが安全で安心して暮らせる社会をめざした「共生社会条例(仮称)」制定に向けた取り組みを推進すること。
 - (2) ヘイトスピーチ解消法が施行されたことに伴い、人権を侵害する不当な差別的言動の根絶に向けた条例制定と、ヘイト行為の拡散防止に取り組むこと。
 - (3) 県内で暮らす外国にルーツを持つ県民とその家族が、適切な医療・教育を受けることができ、多言語による生活に必要な情報や支援が提供されるなど、安心して

生活しやすい多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進すること。

(4) LGBTやSOGIに関して、言葉としての認知度は高まっているものの、正しい理解は進んでいない状況である。地域社会や職場・教育現場において、性の多様性を尊重した支援が重要であり、「ありのままの自分で生きていける社会」の構築に向けて各自自治体は関係組織と連携した取り組みを推進すること。
 <補強>

- 3 日米地位協定の抜本的な見直し、厚木基地騒音対策や夜間離着陸訓練の禁止について、引き続き、国に要請するとともに自治体や住民の意志を尊重して対応すること。また、県内基地の使用目的が変化している状況から、近隣住民の安全対策や騒音対策と、安心して生活を送るために、必要とされる情報が速やかに提供されるよう国に要請すること。
 <継続>

SDGsの目標とターゲット



行財政政策

- 1 社会問題化している各種特殊詐欺や悪徳商法など、高齢者等の被害の実態把握と拡大防止をはかるとともに、相談体制の強化、消費者教育の推進をはかると。特に悪質な訪問販売を撲滅するため、販売関係事業団体と連携した適正な販売に向けた自主規制の実施と、不当勧誘業者に対する企業名の公表や指導の徹底をはかると
 <補強>
- 2 有権者の投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置ならびに期日前投票時間の弾力的な設定を進めること。あわせて、駅前商業施設等を利用した投票しやすい投票所の拡大について、各選挙管理委員会や市町村へのきめ細かな対応・支援を行うこと。
 <継続>
- 3 自治体が雇用する臨時・非常勤等職員については、労働契約法、パート労働法等の趣旨の適用とともに、「同一労働同一賃金ガイドライン案」を踏まえた常勤職員との均等・均衡待遇をはかると。また、会計年度任用職員への移行にあたっては、現行の処遇水準を下回ることなく新たな任用制度への円滑な移行を進めること。
 <継続>

- 4 公契約の下で働く労働者の保護、質の高い公共サービスの提供、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保と住民の福祉の増進に寄与することを目的とする公契約条例を制定すること。また、条例制定の必要性検証を進めるため、他の公契約条例制定自治体における取り組み状況の評価、賃金実態調査の継続、データの蓄積を進めること。
 <継続・神奈川県と横浜市のみ>
- 5 消費者基本法で認められている権利を超えて、消費者からの要求内容が社会通念に照らして著しく不相当な、いわゆる「悪質クレーム」の発生を防ぐため、倫理的な消費者行動を促す消費者教育の推進、悪質クレーム事例情報の共有化と情報発信、啓発活動を推進すること。
 <新規>

SDGsの目標とターゲット



取り組み
経過

連合神奈川
政策フォーラム
(2/16)

第1回政策委員会(3月)
第2回政策委員会(4月)
第3回政策委員会(5月)

第1回、2回
政策調整委員会
(6月)

政策・制度要求
と提言(案)



連合神奈川
Facebook



THE GLOBAL GOALS
For Sustainable Development